

機 巢 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜工業高等専門学校（以下、岐阜高専という）機械工学科の同窓会本会であって機巢会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、岐阜高専機械工学科の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業
 - (2) 岐阜高専機械工学科現役学生への支援
 - (3) 岐阜高専の事業、行事に関する協力及び参加
 - (4) 岐阜高専同窓会（若鮎会）の事業、行事に関する協力及び参加
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 事業の実施にあたっては、部会または委員会（以下、部会等という。）を設けることができる。部会等の運営は、別に定める細則による。

(会 員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員：岐阜高専機械工学科卒業生および岐阜高専機械工学科に在籍した者で役員会の承認を受けた者
2. 特別会員：岐阜高専機械工学科の現教員・旧教員および役員会で承認を受けた者。

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- 会 長 （1名）、副会長 （2名）、会 計 （2名）
会計監査 （2名）、理 事 （若干名）
事務局長 （1名）
2. 役員会は上記役員で構成される。
 3. 上記以外に、各年次の会員から1名の幹事を置く。
幹 事 （卒業年次相当数）

(事務局)

第6条 本会は、事務局を岐阜高専機械工学科科内におく。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の通りとする。

1. 役員会において会員の中から会長、副会長、会計、理事及び会計監査を選出し、総会で承認を得る。
2. 幹事は、卒業年次毎に1名を、当該年次の会員により選出する。
3. 事務局長は、会長の任命による。

(職 務)

第8条 役員は次の任務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の経理を取り扱う。
4. 会計監査は、本会の会計書類を監査する。
5. 理事は、役員として会務を分掌する。
6. 幹事は、年次毎の会を統括するほか、本会の事業の遂行に協力すると共に、役員と幹事

会を構成する。

7. 事務局長は、会長の名により、本会の事務を統括し処理する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が任命し、総会の議決により委嘱する。

2. 顧問は本会の運営に関し、助言または意見を述べるができる。

(会議)

第11条 会議は、総会、役員会及び幹事会とし、会長が招集する。

2. 議長は会長が指名する。

3. 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、会則の変更に関しては総会において、出席会員の3分の2以上の同意を要する。

(総会)

第12条 総会は、毎年開催し、次の事項を議決する。

(1) 役員体制

(2) 事業の計画及び報告

(3) 予算及び決算

(4) 会則の変更等に関する事

(5) その他、本会の運営に関する事

2. 臨時総会は会長が必要と認めるとき招集する。

3. 総会に代わるものとして、幹事会を開催する。

(役員会)

第13条 役員会は、原則として年1回開催する。

2. 会長が必要と認めるとき臨時招集する。

(幹事会)

第14条 幹事会は、各年次の会員から選出した幹事及び役員で構成される。

2. 幹事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあたる。

2. 会員は会費(終身会費、10,000円)を卒業に先だって納入するものとする。ただし特別会員からは、これを徴収しない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は昭和55年1月1日から施行する。

附 則

本会則は昭和58年2月6日から施行する。

附則

本会則は令和元年5月11日から施行する。